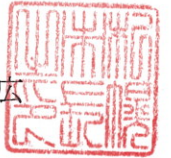


下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和4年3月14日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局総務部道路管理課管理係 電話 011-211-2452 FAX 011-218-5134

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務

(2) 調達案件の仕様書等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

混合廃棄物10kgあたりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「産業廃棄物収集運搬・処分」に登録されており、かつ、本店所在地が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 「収集運搬」は北海道知事または札幌市長の、「処分」は処分場所を管轄する首長の許可を受けた者であり、許可事業の範囲に「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を含んでいること。
- (4) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から上記1の場所において交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/nyusatsu/r4_kakukusanpai.html

- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先
上記1に同じ。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

- (1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し

(2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

令和4年3月30日(水)午後3時00分までに上記1の場所へ提出すること。

(3) 入札参加資格審査結果通知書の通知

上記5-(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果(入札参加資格審査結果通知書)を令和4年3月31日(木)に通知する。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

上記1に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和4年4月6日(水)午後1時00分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

令和4年4月6日(水)午後2時00分

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 6階 建設局会議室

(4) 入札書の提出方法

入札書は、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『令和4年4月6日(水)午後2時00分開札「各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務」の入札書在中』の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和4年4月6日(水)午後2時00分開札「各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務」の入札書在中』の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

7 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。